

移住者の帰郷

—帝政末期アジアロシア入植事業の抱える問題—

青 木 恭 子

富山大学人文学部紀要第54号抜刷

2011年2月

移住者の帰郷

—帝政末期アジアロシア入植事業の抱える問題—

青木 恭子

はじめに

帝政ロシアでは、辺境地域へのロシア人農民の移住・入植が、いわば国家的な事業として推進されていた。ウラルの東に広がるシベリア・極東・中央アジア（以下、「アジアロシア」と総称）への入植事業が本格化するのには、19世紀末のことである。政府は、移住希望者の中から、主に入植の成功が見込める世帯を選んで移住を許可し、様々な優遇措置や特典を与えることで、彼らの移住を支援してきた。他方、定められた許可を得ずに移住することは、少なくとも建前上は禁止されており、政府は無許可移住をなくすための措置も様々に講じてきた¹⁾。

政府が、入植の成功が見込める世帯の移住を支援する一方で、無許可移住をなくすための対策をとってきたのは、移住者が入植に失敗し、移住前よりさらに零落して故郷に戻ってくるのを防ぐためでもあった。帰郷者とは「既に激高または絶望した」²⁾ 貧民であるという認識は、移住研究においては、帝政期・ソヴィエト期はもちろん、現在でも主流である。

帰郷の主たる原因については、帝政期とソヴィエト期で見解が異なる。帝政期には、後述するように、移住に失敗して帰郷する危険性が高いのは、労働力が少ないなど経営基盤が弱い世帯や、入植地について正しい情報を持たずに移住してしまった世帯である、との認識が主流であった。それに対してソヴィエト史学の定説では、レーニンが「完全に零落した帰郷者の巨大な流れが、反駁の余地もないほど一目瞭然に、移住政策の完全な失敗を物語っている」³⁾ と書いていることから、移住政策の失敗が移住者の大量帰郷を引き起こした、とされてきた⁴⁾。

1) 移住許可および無許可移住については、別稿で論じている。青木恭子「帝政末期のアジアロシア移住政策をめぐる一考察 — 移住を許可された世帯の分析 —」『ロシア史研究』84号、2009年、24-46頁。
青木恭子「帝政末期アジアロシア移住農民の意識と行動に関する一考察 — 無許可移住者の分析を中心に —」『ロシア史研究』87号、2010年、3-22頁。

2) Прилуцкий А. М. Исторический опыт преобразования села: крестьянское хозяйство Курской губернии в 1906-1916 гг. Курск, 2003. С. 208.

3) Ленин В. И. К вопросу об аграрной политике (общей) современного правительства. – В кн.: Полное собрание сочинений. Издание 5-ое. Т. 23. М., 1961. С.266.

4) Горюшкин Л. М. Досоветская историография переселенческого движения в Сибирь в период капитализма. // Исторические записки. Т. 112. М., 1985. С. 247.

このときレーニンが主に根拠としたのは、エニセイ県やトボリスク県の営林署で勤務していたA. И. コマロフが退職後に著した『移住事業の真実』（1913年）である。レーニンはここから、移住事業の無計画性や官吏の無責任・腐敗、古参移民や異族人が土地を奪われ、新規移住者が農業に適さない土地を割り当てられていることなど、移住事業の暗部を曝露する記述を引用している。とりわけレーニンおよびソヴィエト史学にとって都合が良いのは、元官吏であるコマロフが、移住事業のあり方を批判しているのみならず、その失敗が革命につながり得ることを危惧し、特に危険なのが帰郷者であると見ている箇所である⁵⁾。「帰ってくるのは、来るべき革命で—もしそのようなものが起こるとするならば—、恐ろしい役割を演じることになるタイプの分子である。…（中略）…帰ってくるのは、つい最近まで経営主だった者、自分と土地が別々に引き裂かれて存在するなど決して思っても見なかったような者である。彼らを定着させることができず、ただ零落させただけ…（中略）…なのに対して、正当にも激しい怒りに包まれた者、このような者は、いかなる国家制度にとっても脅威である」⁶⁾。

この『移住事業の真実』は、出版直後には既に、エニセイ県移住・土地整理部次長И. К. コヴリーギンによって詳細に検証され、事実と異なる記述も含まれていることが明らかにされている⁷⁾。それでも、ソヴィエト史学の定説がコマロフの書く「真実」を根拠にしている以上、批判されるのはコヴリーギンの方であった⁸⁾。つまり、帰郷の原因は移住政策の失敗にあり、帰郷者は怒りに燃えた貧民である、といった定説は、その信憑性が完全ではない著作を、十分な資料批判もなく利用したところに成り立っているのである。

さらに、別のところでレーニンは、「政府の必死の努力にもかかわらず、数十万の移住者を定住させることができなかつたのを見れば、シベリアでは土地問題は極めて先鋭化したに違いない」⁹⁾とも書いている。実際、移住者の大半が集中する西シベリアでは、入植地への登録も村団への正式な加入もない未登録移住者が大量に滞留していた。彼らの入植を推進する措置もとられていたが、それでもすべての未登録者を定着させるまでには至らなかった。したがって、この点においてレーニンの指摘は間違っていない。

5) *Ленин В. И.* Значение переселенческого дела. – В кн.: Полное собрание сочинений. Издание 5-ое. Т. 23. М., 1961. С.107-108; *Ленин.* К вопросу об аграрной политике.... С.269.; *Пантелеев В. И.* Идеино-политическая борьба вокруг столыпинской переселенческой политики. – В кн.: Аграрные отношения и земельная политика царизма в Сибири (конец 19в.- 1917 г.) Красноярск, 1982. С.85.

6) *Комаров А. И.* Правда о переселенческом деле. СПб., 1913. С. 73-74

7) *Ковригин И. К.* По поводу книги «Правда о переселенческом деле». Красноярск, 1913.; *Тюкавкин В. Г.* Великоорусское крестьянство и Столыпинская аграрная реформа. М., 2001. С. 221; *Пантелеев.* Указ. соч. С. 86.

8) *Пантелеев.* Указ. соч. С. 86-87.

9) *Ленин.* Значение переселенческого дела... С. 104.

しかしながら、移住農民は、定住させてもらうのをただ待つだけの、無力で受け身の存在ではない。筆者が別稿で論じてきたように、移住農民には彼らなりの思惑や計算があり、公的な支援を利用しつつも、必ずしも政府の政策的な意図に沿うようには行動していなかった。未登録移住者問題を例にとってみても、この問題が完全に解決しなかったのは、移住農民自身が、入植区画に余裕のある他地域へ移動することを望んでいないからでもあった。1909年12月末時点でトムスク県に未登録者として滞留していた8万746世帯のうち、1年後までにトムスク県内に入植先を見つけたのは2万7956世帯（34.6%）、未登録状態のまま県内に留まっていたのが4万5668世帯（56.6%）、帰郷したのが4313世帯（5.3%）だったのに対し、他県の入植地を求めて去ったのは2665世帯（3.3%）だった¹⁰⁾。

他の者がおおむね満足して生活している入植地からでも、何らかの理由で帰郷する者はいた。また、入植地は離れても、その全員が帰郷するわけでもなかった。帰郷するのか、それとも留まるのか、あるいは別の入植地を探すのか、最終的な判断を下すのは移住者自身である。

移住者の帰郷問題と移住政策は決して無関係ではない。移住政策の失敗が帰郷の主たる原因かどうかはさておき、移住者の帰郷が移住事業の何らかの不備によって生じたことは否定できない。そこで、まず最初に、当時の実務者や研究者が帰郷問題をどのように認識し、また政府はどのような対応をとってきたのか整理する。移住事業の不備・欠陥が帰郷という現象として現れているとするならば、帰郷の原因・理由を探ることによって、移住事業の抱える根源的な問題点も明らかにされるであろう。ただし、当の移住農民が政府の思惑とは無縁に行動している以上、帰郷の原因・理由を移住事業の不備・欠陥のみに求めるのは適切とは言えない。よって本稿では、統計データに基づいて移住者および帰郷者の実際の行動を分析し、移住農民の主体性に注目しながら、帰郷問題について再検討していく。

1. 帰郷問題に関する認識と対応

まず最初に、帝政ロシアでは、移住者の帰郷問題がどのように認識され、どのような対策が講じられてきたのか、整理しておきたい。

1880年代、シベリアへの移住が本格化するのとほぼ時を同じくして、移住者の帰郷問題が孕む重大性も注目されるようになり、1886年には「逆移住」と題する論文が発表された。こ

10) *Нагнибеда*. Не приписанные переселенцы Томской губернии в 1910 году. //Вопросы колонизации. 1912, №. 11. С. 285-286.

の論文の著者であるC. ポノマリョフは、移住研究のためオレンブルグを訪れ、そこで移住者数の20%に相当する数の帰郷者を目にした¹¹⁾。ポノマリョフの調査・分析によれば、帰郷者の大半は用意した資金を道中でほぼ使い果たし、新天地に着く頃には、共同体への受入料も、土地の購入代金または賃借料も、耕作に必要な農具や家畜、種子などを購入する資金も、足りなくなった者たちだった。そこで入植に必要な経費を稼がなければならないが、労働力の需要がさほどないため、賃金労働もままならない。そのため、新規移住者たちは古参住民の富農から借金をし、債務奴隷状態に陥るか、あるいは故郷へ逃げ帰ることになる¹²⁾。

ポノマリョフの見解では、このような状況から脱するには、国家から土地を分与されるだけでは不十分である¹³⁾。そこで、「新規移住者の帰郷数を可能な限り最小限にとどめることは、国家にとって直接の利益となる。この悲惨な現象を、それがもたらす結果ともども封じ込めるには、補助的な国家貸付もしくは支援金を創設しなければならない¹⁴⁾」との提言を述べている。その後実際に、新規移住者への貸付や援助に関する規定が、1889年7月13日付の移住法¹⁵⁾以降、継続して定められている¹⁶⁾。

「帰郷者の運命は最も惨めである」ということも、ポノマリョフは述べている。「家は売り払い、分与地は5年から9年の賃貸借契約が結ばれていて、経営はすべて他人の手に渡っている。移住者は誰でも事実上、既に『土地なし』である¹⁷⁾」。帰郷問題が深刻なのは、何よりも、入植に失敗した移住者が故郷へ戻ってくる際には、彼らが新天地へ旅立った時点よりもさらに一層困窮し、零落した状態になっていることにあった。

したがって政府が、建前上は無許可移住を禁止しながら、結局のところは無許可移住者にも入植地を分与してきたのは、シベリアの入植・開発を優先するためであると同時に、彼らの帰郷を防ぐためでもあった。実際、1892年に元老員議員ゴリツィンが、故郷へ戻ることできないほど困窮した無許可移住者たちを目撃したことから、無許可移住者を国有地に入植させる

11) Пономарев С. Обратные переселения. // Экономический журнал. 1886, № 15. СПб. С. 25.

12) Там же. С. 27-28.

13) Там же. С. 30-31.

14) Там же. С. 33.

15) Полное Собрание Законов Российской Империи (ПСЗ.). Собрание 3, том 9. №. 6198.

16) Вибс П. П. Политика правительства по оказанию ссудной помощи переселенцам Тобольской губернии в эпоху капитализма. – В кн.: Аграрная политика Царизма в Сибири. Межвузовский сборник научных трудов. Омск, 1989. С. 62-73.; Тихонов Б. В. Переселенческая политика Царского правительства в 1892-1897 годах. //История СССР. 1977, № 1. С. 109-121.

17) Пономарев. Указ. соч. С. 32.

勅令が出されている¹⁸⁾。

他方で、いくら零落した帰郷者がヨーロッパロシアへ戻ってくるのが望ましくない事態であるといっても、移住者の帰郷を無理に押しとどめるような措置は一切とられていない。それどころか、1896年12月7日には、無許可移住者がシベリアからヨーロッパロシアへ移動する際に、無料で鉄道を利用させる措置を、試験的に1年間実施することも定められている¹⁹⁾。ただしこの措置は、無許可移住者を強制的に帰郷させるものではない。入植に失敗し、帰郷を希望するものの、そのための費用さえ持たない者を援助するためのものである。この無料乗車券は、無許可移住者の中でも限られた者、つまり極めて困窮した者にしか与えられず、記名者本人しか使用できない²⁰⁾など、厳しく制限されたものであった。他人名義の乗車券利用が発覚し、追跡調査が行われる事件も発生している²¹⁾。

1889年の移住法に則った合法的な移住者が帰郷を希望する場合、まずシベリアの地方機関で手続きをするように定められていた。地方機関は、当該移住者の出身地の地方機関と連絡を取り、故郷で再び生計を立てることが可能かどうか検討する。もし可能であるという結論が出れば、帰郷証明書が発行され、旅費の援助やその他の特典が与えられることになっていた²²⁾。

しかしながら、大多数の帰郷者は、このような正式手続きを踏むことなく、勝手に入植地から立ち去ってしまった。1899年6月29日には、移住者が入植地の共同体から脱退する際に、一般農民法第130条の2および8で定められた手続きに従わなくても脱退証明書が与えられること、そして(1)それによって共同体を脱退した者は、脱退から6ヶ月以内に、移住前に所属していた村団の受入決議を提出する。それができない場合は、当該地域の郷へ登録されること、(2)移住者に課せられた各種税の未納金の支払いや、移住の際に政府から受けた貸付の返済は、当該移住者個人の責任とされることが、定められている²³⁾。

帰郷者が故郷に戻っても、既に住居も土地も人手に渡っている場合が多い。「時には共同体が哀れんで、帰郷者に新しい屋敷地の場所を与え、再び土地を分与することもある」が、これは多くの場合、「当局からの圧力による」²⁴⁾ものであったという。

18) Российский Государственный Исторический Архив (РГИА), ф. 391, оп. 1, д. 81, лл. 5, 1829.; ф. 1273, оп. 1, д. 354, лл. 8-9.; Тихонов. Указ. соч. С. 110.; Кауфман А. А. Переселение и переселенческий вопрос в России. – В кн.: Энциклопедический словарь т-ва «Бр. А. и И. Гранат и К.». Т. 31. М., 1913. Ст. 534.

19) РГИА, ф. 1273, оп. 1, д. 361, лл. 9-10. この措置は翌年以降も継続されている。РГИА, ф. 1273, оп. 1, д. 377, лл. 3, 7-8, 11-12, 22-26.

20) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 119, л. 13

21) РГИА, ф. 391, оп. 2, д. 116, лл. 67-70.

22) РГИА, ф. 1273, оп. 1. Д. 394, л. 11.

23) РГИА, ф. 1273, оп. 1. Д. 394, л. 47.

24) Чарушин А. А. Крестьянские переселения в бытовом их освещении. Архангельск, 1911. С. 17.

入植に失敗した移住者が、零落してヨーロッパロシアの故郷へ戻ってくることは、政府にとっても地方当局にとっても、極めて望ましくない事態だった。しかし、実際に帰郷する者に対して取ることができたのは、この程度の措置に過ぎなかった。帰郷者の状況を少しは改善したかもしれないが、根本的には何の解決にもならないことは明らかであろう。

重要なのは、帰郷の発生そのものを防ぐことである。別の言い方をすれば、移住者を確実に新天地に定着させるということである。そのために必要なのは、シベリア鉄道委員会事務局長 A. H. クロムジンの言葉を借りれば、「より望ましい者を入植させる」²⁵⁾ ことであると考えられていた。そのための具体的方針は、移住希望者に正確な情報を伝えること、労働力が多い世帯を選んで移住させること、そして無許可移住を減らすことである。

このような方針がとられた背景には、「シベリアで経営を成り立たせるのは、年々難しくなっている」²⁶⁾ という認識があった。クロムジンがシベリアを視察した1896年の時点でも、入植しやすい場所に移住者用区画が作られることは少なくなっていた。シベリアを実際以上に美化する噂や不正確な情報に惑わされた移住者が、想像したのとは全く違う厳しい現実に直面した場合、「不満を持つ者や失望する者が大勢出てくるのは明らか」²⁷⁾ であり、「新天地についてできるだけ詳しい情報を提供する措置を講じなければ、帰郷者の数は間違いなく増加する」²⁸⁾。そこでクロムジンは、「先乗りの派遣をさらに普及させることは、帰郷者数の増加を防ぐために極めて望ましい」²⁹⁾ としている。また、そのような厳しい環境にある入植地の開墾とは、「多くの労働力と資本の投下を必要とし、誰でもできるわけではない困難な仕事」³⁰⁾ であるため、ある程度の財産と多くの労働力を持つ世帯に移住許可を与えるようにしなければならない。それと同時に、無許可移住者には、古参住民の共同体への加入は自由に認めても、国有地の入植区画には入植させないようにするべきである³¹⁾。

この時期の政府内で、移住・入植問題の実質的な責任者はクロムジンであり、上の見解はすぐさま政策に反映される。1896年12月から1897年1月にかけて決定された方針により、アジアロシアの自然環境や入植可能な地域に関する情報等を提供する便覧が、1896年12月に出版された『シベリア移住』³²⁾ を皮切りに、移住局やゼムストヴォなど公的機関から出版されるよ

25) Куломзин А. Н. Всеподданнейший отчет статс-секретаря Куломзина по поездке в Сибирь для ознакомления с положением переселенческого дела. СПб., 1896. С. 186.

26) Там же. С.183.

27) Там же. С. 25.

28) Там же. С. 25.

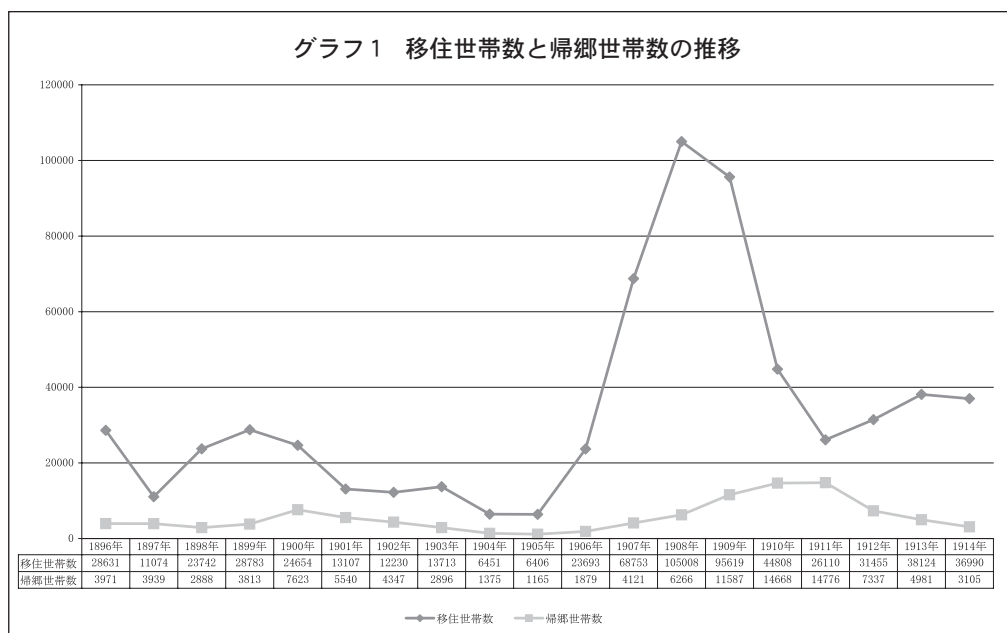
29) Там же. С. 25.

30) Там же. С. 186.

31) Там же. С. 186-187.

32) Сибирское переселение. СПб., 1896.

移住者の帰郷



【出典】 Итоги переселенческого движения за время с 1896 по 1909 (включительно). СПб., 1910. С. 2-45.;
Итоги переселенческого движения за время с 1910 по 1914 (включительно). Пг., 1916. С. 2-45.

うになった。また、労働力が多く、多少は財産もあるような、経営基盤のしっかりした世帯に移住が許可されるようになった。そして何よりも、先乗りを派遣していることが移住許可を受けるための必須条件となった³³⁾。

こうして政府は、移住者が入植に失敗して帰郷するのを未然に防止するため、労働力が多く、なおかつ先乗りを派遣している世帯を中心に、移住許可を与えるようになった。この方針が固まる1896年よりも前の移住者数・帰郷者数については統計データが十分ではないので、この措置が帰郷の防止に効果を上げたのかどうか、正確なところはわからない。しかし、1896年以降も帰郷者が後を絶たなかった以上、恐らく十分な効果があったとは言えないであろう。

1896年以降の移住世帯数と帰郷世帯数の推移（グラフ1）を見ると、移住世帯数が増加すると帰郷世帯数も増加し、逆に移住世帯数が減少すると、少し遅れて帰郷世帯数も減少していることがわかる。1909年から1911年までの3年間は、帰郷者数も年間1万世帯を超えているが、それに先立つ1907年から1909年の3年間だけで約27万世帯が移住していることを考えれば、このくらいの帰郷者が出てしまうのもやむを得ないことかもしれない。

一度急激に減少した移住世帯数は、1911年を境に再び増加に転じるが、他方で帰郷世帯数

33) РГИА, ф. 1273, оп. 1, д. 361, лл. 9-10.; *Арефьев Н.* Урегулирование переселений. //Северный вестник. 1897, № 8. С. 52.

は大幅に減少している。このような変化が生じたのは偶然ではない。1909年秋、新たな先乗り集団派遣を中止すると同時に³⁴⁾、西シベリアに大量に滞留する未登録の無許可移住者の入植を積極的に推進する措置がとられた³⁵⁾。そのことが、帰郷者の減少という目に見える成果として現れたと考えられる。だがレーニンは、1913年に『プラウダ』紙上に発表した論文の中で、「お上の移住奨励者が大気を稀薄にすることができたのは、せいぜい4年間（1906-1909年）そこそこである。それ以後はもう『新しい危機』が始まっている。というのも、『帰郷者』の数が信じられないほど増加している（36%と60%³⁶⁾）のに、移住者の数が恐ろしく低下しているということは、全く疑いなく、危機を意味する」³⁷⁾と述べ、移住政策の失敗を厳しく批判している。しかしながら実際のところは、この時点で既に、移住者の帰郷問題は、解決とまでは言わないにせよ、改善の方向へ向かっていたのである。

移住者の帰郷を防ぐには、何よりも移住者を新天地に確実に定着させる必要があった。そこで政府は、まずは移住者に対する資金貸付などの支援策を打ち出し、さらに入植の成功が見込める世帯を選んで許可を与え、移住させる方針をとった。しかしながら、無許可移住が決して後を絶たなかったのと同様に、帰郷もなくなることはなかった。その点について政府の移住政策が批判されるのは、当然といえば当然のことであろう。結局のところ、帰郷を防ぐには、無許可移住者も含めた移住者の入植を推進し、新天地での生活環境を改善していくしかなかったのである。実際、帰郷者数が目立って減少するのは、未登録無許可移住者の定着に本腰を入れて取り組み始めた後のことであった。

2. 帰郷の原因—労働力不足と情報不足？

帝政期には、移住に失敗して帰郷する危険性が高いのは、経営基盤が弱い世帯や、入植地について正しい情報を持っていない世帯であるとの認識が主流であった。それは、言い換えれば、故郷を離れる段階から既に、帰郷につながる原因があったとする見方である。それに対して移住政策に原因があるとするレーニンおよびソ連期の見解は、別の言い方をすれば、アジアロシ

34) *Никольский М.* Осеннее ходячество и самовольцы. // Известия Областной земской переселенческой организации. 1909, № 24/25, с.1.

35) *Белянин Д. Н.* Столыпинская переселенческая политика в Томской губернии (1906-1914 гг.). Кемерово, 2003. С.75.

36) 1910年と1911年の帰郷率（その年の移住者数を100とした場合の帰郷者数）のこと。ここには単身者も含めて計算している。

37) *Ленин.* Значение переселенческого дела.... С. 104.

移住者の帰郷

アへ移住した後の諸事情が帰郷を余儀なくさせた、とする考え方とも言えよう。そこで、本章では前者の認識について、次章では後者について、統計データ等に基づいて検証していきたい。

帰郷者に関する統計データを使用する際に、注意すべきことがある。それは、単身での移住者および帰郷者の存在である。移住者の中には、家族を伴って移住する者もいれば、家族を伴わず単身で移動する者もいた。

表1が示しているように、単身者も1世帯と数えた場合の全移住世帯数および全帰郷世帯数の中で、単身者世帯の占める割合は予想外に高い。1896年から1914年までの平均で、移住世帯の24.3%、帰郷世帯の68.4%を占めている。

表1 単身移住者と単身帰郷者（1896-1914年）

		世帯数	%	移住許可の割合(%)
移住者	2人以上の家族で移住する世帯	639351	75.7	54.7
	単身移住者（世帯）	205775	24.3	70.7
	移住世帯数合計	845126	100.0	58.6
帰郷者	2人以上の家族で帰郷する世帯	106277	31.6	39.3
	単身帰郷者（世帯）	229771	68.4	58.9
	帰郷世帯数合計	336048	100.0	52.7

【出典】 グラフ1と同じ

単身でアジアロシアに向かうのは、たった一人で新天地を目指す者の他に、西シベリアへ出稼ぎに行く者、家族よりも一足先に（または一足遅れて）移住する者、一時帰郷から入植地へ戻る者、といった場合が考えられる。他方、単身でヨーロッパロシアへ帰郷するのは、「新天地に定着することにほとんど関心を持っていない農業労働者、あるいは故郷で持っていた土地等を処分するために一時的に故郷へ戻る家長」³⁸⁾、もしくは後から移住してくる家族を迎えに行くなど、故郷に何らかの用事のある者と思われる。

注目すべきは、移住許可をもつ単身移住者および帰郷者が比較的多いことである。成人男性労働力の少ない世帯に移住許可を出すことさえ渋る政府が、最初から単身で移住しようとする者に移住を許可するとは、まず考えられない。出稼ぎ目的の場合も、通常は移住許可を持たない。したがって、単身移住者および帰郷者には、何らかの理由で一時的に家族から離れて1人で故郷と新天地を行き来するケースが少なからぬ割合を占めていた、と判断される。

以上のことを考慮すると、もし「新天地での入植を諦めて故郷へ戻る者」としての帰郷者について分析するのであれば、その数字の中に単身帰郷者を含めるのは適切ではない。そこで本論文では、単身移住者および単身帰郷者を除外して、家族を伴う移住世帯および帰郷世帯のデータのみを分析の対象とする。

帰郷者について統計資料に基づいて分析したものとして、チェルニゴフ県から移住し、その後1906年から1908年の3年間に帰郷してきた世帯に関する調査報告が挙げられる。この報告

38) Итоги переселенческого дела за Уралом за десятилетие с 1906 по 1915 гг. // Вопросы колонизации. 1917, №. 20.C.52.

書によると、この3年間にチェリャピンスクを経由して故郷へ戻ったチェルニゴフ県出身の移住者は、739世帯3726人である。そのうち、移住する前の故郷での経済状況について判明しているのは、427世帯である³⁹⁾。この同じ3年間にチェルニゴフ県からアジアロシアへ移住した世帯数を100とすると、帰郷した世帯は4.6%となる⁴⁰⁾。ただし、このように低い値となったのは、この時期の移住者が特に多かったためであることは言うまでもない。

世帯人数と労働力に関していうと、新天地へ向かう移住者の平均世帯人数は6.3人、成人男性労働力（18歳から60歳）数は平均1.5人なのに対し、帰郷者の平均世帯人数は5.0人、成人男性労働力数は平均1.2人であった。帰郷した739世帯の中で、移住先で亡くなった成員は165人、誕生したのは95人であるため、帰郷世帯が移住する前の段階から自然減少した平均人数は、1世帯あたり0.1人に過ぎない。したがって、「新天地に定着できずに戻ってくるのは、平均よりはるかに少ない人数で故郷を出発しシベリアへ向かった、少人数世帯が主である」⁴¹⁾。つまり、ここで導かれている結論は、労働力が少ない世帯は新天地に定着できない危険性が高いという見解を裏付けるものであった。なお、帰郷世帯が故郷で保有していた分与地面積は、移住世帯全体と比べてさほど大きな差は見られず、故郷での経営状況は入植の成否にほとんど影響を及ぼしていないという⁴²⁾。

移住者の情報源に関していうと、帰郷世帯のうち先乗りを派遣していたのは27.8%、手紙で情報を得ていたのは21.6%だったのに対し、噂を頼りに移住していたのは50.6%だった。このことから、報告書は、「移住が失敗に終わる主たる原因の一つは、入植場所についてよく知らないこと」⁴³⁾と結論づけている。

ところで、表1でも示しているように、1896年から1914年までに移住した63万9351世帯のうち、移住許可をもつのは54.7%、同じく帰郷した10万6277世帯のうち、移住許可を受けていたのは39.3%だった。すなわち、移住世帯の45.3%、帰郷世帯の60.7%が、無許可移住だったことになる。既に別稿で明らかにしたように、無許可移住世帯は、移住を許可された合法的な移住世帯と比較すると、世帯の人数も成人男性労働力も少なく、移住に先立って先乗りを派遣している割合も低かった⁴⁴⁾。よって、この報告書が導き出している結論は、単に帰郷者の中に無許可移住者が多かったために生じた結果に過ぎないのではないか、との疑問が生じる。

39) Переселение в Сибирь из Черниговской губернии в 1906-1908 гг. По материалам Челябинского переселенческого пункта. Чернигов, 1910. С. 39.

40) Там же. С. 40.

41) Там же. С. 41.

42) Там же. С. 42.

43) Там же. С. 43.

44) 青木「帝政末期のアジアロシア移住政策をめぐる一考察」33-35頁。

移住者の帰郷

表2 移住許可の有無でみた、移住世帯と帰郷世帯の1世帯あたり平均人数

	移住世帯		帰郷世帯	
	許可あり	無許可	許可あり	無許可
1896年	6.8	5.5	6.6	5.0
1897年	7.1	5.0	6.0	4.7
1898年	7.6	4.7	6.4	4.4
1899年	7.3	4.6	5.8	3.9
1900年	7.6	5.0	5.8	4.4
1901年	7.4	5.0	5.3	4.4
1902年	7.5	4.8	5.3	4.1
1903年	7.3	5.2	5.3	4.5
1904年	6.5	5.7	5.0	4.6
1905年	6.7	5.7	5.1	4.7
1906年	6.4	5.2	5.4	4.6
1907年	6.4	5.3	5.1	4.6
1908年	6.9	5.5	5.2	4.7
1909年	6.8	5.7	5.2	4.8
1910年	6.7	5.9	5.3	5.1
1911年	6.6	5.5	5.1	5.0
1912年	6.1	5.1	4.7	4.6
1913年	6.3	5.0	4.9	4.5
1914年	6.5	5.4	5.1	4.6

【出典】 グラフ1と同じ

表2は、移住世帯と帰郷世帯それぞれの1世帯あたり平均人数を、移住許可の有無で比較したものである。移住世帯も帰郷世帯も、移住許可のある世帯の方が無許可移住世帯よりも平均人数が多い。しかしながら、移住許可を受けた世帯が移住するときの平均人数が6.1～7.6人なのに対し、帰郷する際の平均人数は4.7～6.6人に減少している。同様に無許可移住世帯も、移住するときの平均人数は4.6～5.9人であるが、帰郷するときには3.9～5.1人となっている。

このことから、やはり人数の少ない世帯ほど入植に失敗する危険性が高いという事実が裏付けられているように思われる。だが、必ずしもそうとは言い切れない。表3が示しているように、

表3 世帯全体で移住する世帯と帰郷する世帯の割合、および成員の一部を新天地または故郷に残して移住する世帯と帰郷する世帯の割合(%)

		移住世帯			帰郷世帯		
		世帯全体で移住	家族がいる場所		世帯全体で帰郷	家族が残る場所	
			新天地	故郷		新天地	故郷
1897年	許可あり	67.5	17.5	18.3			
	無許可	70.6	13.4	19.3			
	全体	69.0	15.6	18.7			
1898年	許可あり	71.0	15.2	15.9			
	無許可	69.5	13.2	19.5			
	全体	70.2	14.2	17.7			
1899年	許可あり	73.2	14.9	13.9	65.1	19.0	21.0
	無許可	67.8	15.7	19.1	62.1	9.2	31.7
	全体	70.2	15.4	16.8	62.8	11.5	29.1
1901年	許可あり	69.0	12.5	21.1	55.6	29.5	19.6
	無許可	66.7	16.3	19.8	60.6	14.2	28.6
	全体	68.1	14.1	20.5	58.4	20.7	24.8
1902年	許可あり	69.0	12.6	21.0	56.5	28.2	15.5
	無許可	67.1	16.4	19.2	54.5	13.5	18.3
	全体	68.2	14.3	20.2	55.3	19.5	17.1
1903年	許可あり	70.5	13.9	17.9	61.9	25.2	16.9
	無許可	70.8	15.9	15.4	70.2	15.8	16.2
	全体	70.6	14.8	16.8	66.7	19.8	16.5
1906年	許可あり	74.9	11.3	15.6	71.1	18.0	13.2
	無許可	78.0	8.6	14.6	69.8	11.6	20.5
	全体	76.7	9.7	15.0	70.0	12.6	19.3
1907年	許可あり	87.9	4.1	8.6	89.5	5.4	5.8
	無許可	87.8	5.6	7.2	85.6	6.5	8.5
	全体	87.9	4.5	8.3	87.7	5.9	7.0

【出典】 Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, собранный путем регистрации переселенцев проходивших в Сибирь и возвращавшихся из Сибири через Челябинск в 1897 году. М., 1901. С. 26-89.; Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, собранный путем регистрации переселенцев проходивших в Сибирь и возвращавшихся из Сибири через Челябинск в 1898 году. М., 1904. С. 2-22.; 1899 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск, 1902. Вып. 1. Движение в Сибирь. С. 244-269. Вып. 2. Обратное движение. С. 344-379.; 1901 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск, 1905. Вып.1. Движение в Сибирь. С. 230-257. Вып.2. Обратное движение. С. 4-27.; 1902 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск, 1907. Вып.1. Движение в Сибирь. С. 30-53.; Вып.2. Обратное движение. С. 4-27.; 1903 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск. С. 32-59, 300-323.; 1906 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск. С. 38-67.; 296-317.; 1907 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск. С. 36-61, 274-293.

表4 移住世帯および帰郷世帯が移住する際に利用した情報源（％）

		移住世帯			不明	帰郷世帯			不明
		先乗り	先乗り派遣なし 手紙	派遣なし 噂		先乗り	先乗り派遣なし 手紙	派遣なし 噂	
1894年	許可あり	75.9	22.9	1.2					
	無許可	31.5	61.6	6.9					
	全体	46.0	49.0	5.1					
1895年	許可あり	19.6	14.6	65.8					
	無許可	27.0	46.3	26.7					
	全体	21.6	23.0	55.4					
1896年	許可あり	34.5	19.2	46.3					
	無許可	28.9	35.2	35.9					
	全体	32.1	26.2	41.8					
1897年	許可あり	78.2	17.2	3.7	0.9				
	無許可	26.9	56.2	15.2	1.6				
	全体	54.0	35.7	9.1	1.3				
1898年	許可あり	93.1	3.4	3.5					
	無許可	25.2	54.0	20.8					
	全体	59.5	28.4	12.1					
1899年	許可あり	94.8	3.6	0.8	0.9	73.0	5.9	9.5	11.6
	無許可	30.5	53.5	14.6	1.4	10.7	26.1	56.6	6.7
	全体	58.8	31.5	8.6	1.1	25.6	21.2	45.3	7.8
1901年	許可あり	95.5	2.1	1.4		79.7	6.5	9.7	4.1
	無許可	43.3	30.6	22.2		20.5	26.0	47.6	5.9
	全体	73.6	14.0	10.1		45.7	17.7	31.5	5.1
1902年	許可あり	90.9	5.0	2.2		79.8	6.6	9.0	4.7
	無許可	46.9	36.7	14.7		22.5	26.5	32.4	18.7
	全体	71.3	19.1	7.8		45.7	18.4	22.9	13.0
1903年	許可あり	96.3	2.5	0.5		91.7	3.0	4.0	1.3
	無許可	39.5	35.1	23.1		15.1	24.7	53.5	6.6
	全体	70.8	17.1	10.6		47.4	15.6	32.7	4.4
1906年	許可あり	77.8	12.7	8.6	0.9	55.3	36.8	7.9	
	無許可	30.9	32.4	35.8	0.9	17.0	65.6	17.4	
	全体	50.5	24.2	24.5	0.9	23.2	61.0	15.8	
1907年	許可あり	64.0	13.9	20.2	1.9	28.5	64.5	7.0	
	無許可	33.7	35.3	28.7	2.3	18.5	70.7	10.8	
	全体	57.0	18.8	22.1	2.0	24.0	67.3	8.7	

【出典】 Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, извлеченный из книг общей регистрации переселенцев, проходивших в Сибирь и возвращавших из Сибирь через Челябинск в 1894 году. М., 1899. С.12-31.; Цифровой материал для изучения переселений в Сибирь, извлеченный из книг общей регистрации переселенцев, проходивших в Сибирь и возвращавших из Сибирь через Челябинск в 1895 году. М., 1898. С. 18-41.; Цифровой материал в 1896. С.26-41.; Цифровой материал в 1897. С.26-89.; Цифровой материал в 1898. С. 48-67.; 1899 год. Итоги учета. Вып.1. С. 82-155. Вып. 2. С. 344-379.; 1901 год. Итоги. Вып.1. С.68-81. Вып.2. С.47-57.; 1902год. Итоги учета. Вып.1. С.64-73. Вып.2. С.46-58.; 1903 год. Итоги учета. С.70-81, 326-337.; 1906 год. Итоги учета. С. 70-84, 320-329.; 1907 год. Итоги учета. С. 64-78, 296-304.

どしていた⁴⁵⁾。しかし、移住許可申請の結果さえ出せば、無理して大規模世帯を維持する必要はない。故郷を出発する際に世帯分割を行う例は多く見られ、移住先へ向かう道中や

移住するときには、世帯全体で移住する世帯が7割程度を占めているのに対し、帰郷するときにはその割合が6割前後に下がっている（1906年と07年を除く）。移住許可のある世帯の場合、新天地に誰かを残して帰郷する世帯の割合が、1907年を除いてほぼ2～3割を占めていることが、帰郷世帯の平均人数に若干の影響を及ぼしている可能性も否定できない。

さらに、世帯分割の影響も無視できない。世帯に成人男性が2人以上いる世帯の方が移住を許可されやすいため、農民の方でも、人為的に大家族を作るか、あるいは世帯分割の実行を一時中止するな

45) Зверев В. А. Влияние переселения в Сибирь на демографическое поведение крестьян в конце XIX - начале XX в. – В кн.: Исторический опыт освоения Сибири. Межвузовский сборник научных трудов. Новосибирск, 1986. С. 80.

入植地に着いてからでも分割は起きていた⁴⁶⁾。その結果、帰郷する・しないに関係なく、新天地では移住開始時よりも世帯の平均人数が減少していたと考えられる。

それでは、移住に際しての情報源についてはどうであろうか。表4が示しているように、全体的に見ると、移住世帯よりも帰郷世帯の方が、先乗りを派遣していた割合が低く、噂を頼りに移住した世帯が多くなっている。

だがこの場合も、移住許可を受けていた世帯と無許可移住世帯とでは、かなりの差が現れている。無許可移住世帯でも移住するときは、噂だけを頼りにしていたのはせいぜい2-3割で、大半が先乗りを派遣しているか、もしくは身内や知人から手紙を受け取っていた。ところが帰郷世帯で見ると、噂を頼りにしていた者が最も多い。それに対して移住許可のある帰郷世帯では、大半の世帯が先乗りを派遣しており、噂だけで移住したのは10%にも満たない。ただし1907年には、移住許可のある世帯でも、先乗りを派遣していたのはたったの28.5%だった。

以上のことから、世帯人数の少ないことが帰郷に直結する原因とは断言できないまでも、移住に際して正確な情報を得ていなかった世帯ほど、入植に失敗し、帰郷を余儀なくされる危険性が高いとは言える。だが、これだけですべて説明されるわけではない。確かに無許可移住世帯の場合は、先乗りも派遣せず、先に移住した身内や知人からの手紙も受け取っておらず、噂のみに基づいて移住した世帯が多く帰郷している。しかし移住許可のある合法的移住者の場合は、帰郷者の大半が、移住前に先乗りを派遣していた。したがって、彼らが帰郷することになった原因は他に求めなければならない。

3. 移住許可の有無と帰郷理由

次に、入植地へ到着した後の諸事情が、移住者を帰郷に至らしめる主要原因なのかどうかという点について、検証していきたい。その際に重要なのは、移住許可をもつ合法的移住者なのか、それとも無許可移住者なのか、ということである。移住許可証明書は、原則として、先乗りを派遣して入植地を事前に登録している世帯に交付された。無許可移住世帯の多くは、移住者用に準備された入植区画ではなく、既存の村落に身を寄せた。すなわち、入植者の置かれた環境は、移住許可の有無によって、少なからず異なっていたのである。

表5は、その年に移住した世帯と帰郷した世帯の比率、および移住した年のうちに帰郷した世帯の割合を示したものである。まず全体で見ると、1896年から1914年までの累計では、移住世帯の16.6%が帰郷している。そのうち、移住許可を持つ世帯が帰郷した割合は11.9%、無許可移住世帯が帰郷した割合は22.3%となる。各年ごとに見ても、1898年、1904年と05年、

46) Там же. С. 83-84.

表5 帰郷率と年内帰郷率(%)

	その年に移住した世帯数を100とした場合の帰郷世帯数						全帰郷世帯のうち移住した年に帰郷した世帯の割合(%)		
	全帰郷世帯			移住した年のうちに帰郷			全体	移住許可あり	無許可移住
	全体	移住許可あり	無許可移住	全体	移住許可あり	無許可移住			
1896年	13.9	11.8	16.5	11.3	11.8	10.5	81.1	100.0	63.6
1897年	35.6	18.6	54.5	16.7	9.5	24.8	47.0	50.7	45.5
1898年	12.2	12.4	12.0	7.5	8.8	6.4	61.9	70.9	53.2
1899年	13.2	7.4	17.7	7.2	4.4	9.2	54.2	60.2	52.2
1900年	30.9	16.6	53.0	13.4	10.8	17.5	43.4	65.1	33.0
1901年	42.3	31.3	57.2	10.0	8.4	12.2	23.6	26.8	21.3
1902年	35.5	26.1	47.1	11.4	9.2	14.1	32.1	35.2	30.0
1903年	21.1	18.2	25.4	8.8	7.0	11.3	41.6	38.7	44.5
1904年	21.3	66.9	17.7	8.0	2.1	8.4	37.5	3.2	47.7
1905年	18.2	32.5	17.2	7.0	1.2	7.4	38.3	3.7	42.8
1906年	7.9	3.5	11.4	4.8	2.1	7.0	61.1	58.7	61.7
1907年	6.0	4.2	12.0	4.7	3.7	8.1	78.6	88.0	67.4
1908年	6.0	4.1	7.6	3.5	2.1	4.7	58.0	49.7	62.0
1909年	12.1	7.3	16.5	5.6	3.5	7.5	46.2	48.0	45.4
1910年	32.7	17.3	61.9	8.0	6.4	10.9	24.4	37.1	17.7
1911年	56.6	39.5	83.2	6.0	5.1	7.4	10.6	12.9	8.9
1912年	23.3	25.1	21.5	3.9	4.7	3.1	16.8	18.9	14.4
1913年	13.1	12.7	13.5	3.4	3.3	3.5	25.8	25.5	26.2
1914年	8.4	7.2	10.5	2.9	2.5	3.5	34.1	35.0	33.0
1896-1914年	16.6	11.9	22.3	6.1	4.9	7.6	36.9	40.8	34.3

【出典】グラフ1と同じ

1912年を除いて、無許可移住世帯の方が帰郷する割合がほぼ一貫して高い。さらに、移住した年の内に帰郷した世帯に限ってみると、全体の平均では、年内に帰郷したのは6.1%である。そのうち、移住許可を持つ世帯の場合は4.9%、無許可移住世帯で7.6%となる。各年ごとに見ると、1896年、1898年、1912年を除いて、やはり無許可移住世帯の方が一貫して帰郷する確率が高い。

他方、全帰郷世帯のうち、移住した年に帰郷する世帯が占める割合を見ると、移住許可のある世帯の場合は40.8%、無許可移住世帯は34.3%となっている。各年ごとに見ても、1903-06年、1908年、1913年を除いて、移住許可のある世帯の方が、移住した年のうちに帰郷する世帯の占める割合が高い。

以上のことから言えるのは、無許可で移住した世帯の方がおおむね帰郷する危険性が高いが、移住許可のある合法的移住者が帰郷する場合は、移住から1年も経たずに早々に見切りをつけるケースが比較的多い、ということである。これは何を意味するのだろうか。

チェルニゴフ県出身移住者の帰郷に関する調査をもう一度みてみよう。チェルニゴフ県出身の帰郷者のうち、シベリアで耕地を保有していた世帯は5.0%、家畜を保有していた世帯は7.5%、建物を保有していたのは5.8%に過ぎず、全帰郷世帯の88.4%が耕地も家畜も建物も保有

移住者の帰郷

していなかった⁴⁷⁾。このとき、帰郷世帯の82.4%が移住後1年以内に帰郷している⁴⁸⁾ことから、世帯経営の基盤となる財産を保有していないことが帰郷につながった、というよりも、経営を立ち上げる以前に帰郷してしまった、と考える方が妥当であろう。

次に、帰郷の理由を見ていきたい。チェルニゴフ県のデータでは、帰郷世帯の41.1%が、入植地が確保できなかったことを理由として挙げ、24.8%の世帯が資金不足を理由にしている。さらに、入植地の自然環境が不適だったこと（気候が良くない、水がない、土壌の質が悪い、沼地である、等）を挙げている世帯も、22.3%に上る⁴⁹⁾。

帰郷の理由は、先乗り派遣の有無によっても違いが見られる。入植地が確保できなかったことを理由としている世帯の占める割合は、世帯の成員を先乗りとして派遣した場合は20.3%、グループで先乗りを派遣した場合は17.2%である。それに対して、手紙を受け取っていた場合は46.7%、噂を頼りに移住した場合は53.0%となる。そこに入植地の自然環境が不適だったことを理由に挙げている世帯も加えると、移住はしたものの入植地が確保できなかったり、あるいは環境が合わなかったりして帰郷する割合は、世帯の成員を先乗りとして派遣した場合は47.0%、グループで先乗りを派遣した場合は55.5%、手紙を受け取っていた場合は63.4%、噂を頼りに移住した場合は71.3%になる⁵⁰⁾。以上のことから、報告書では、先乗り派遣の重要性を改めて確認する結論が導き出されている。

次に、帝国全体の統計から見ていきたい。帰郷世帯が世帯経営に必要な財産を新天地で保有していたかどうかということを、移住許可の有無によって示しているのが、表6である。移住許可のある世帯の場合、1901年と1902年に

表6 新天地で耕地・建物・家畜を保有していた世帯、およびこれらを何も保有していなかった世帯の占める割合(%)

		耕地保有	建物保有	家畜保有	何もなし	不明
1899年	許可有	32.7	22.6	25.6	17.7	40.9
	無許可	4.9	4.5	5.9	50.4	40.2
	全体	11.6	8.8	10.6	42.6	40.4
1901年	許可有	67.8	66.4	65.8		24.7
	無許可	42.5	32.2	39.1		50.6
	全体	53.2	46.8	50.5		39.6
1902年	許可有	71.1	71.0	68.6		21.3
	無許可	35.4	28.9	31.7		59.8
	全体	49.9	46.0	46.6		44.2
1903年	許可有	48.2	47.1	52.3		40.3
	無許可	39.2	30.8	36.8		54.8
	全体	43.0	37.7	43.3		48.7
1906年	許可有	32.0	28.6	28.6		65.8
	無許可	29.5	18.1	24.9		68.9
	全体	29.9	19.8	25.5		68.4
1907年	許可有	7.6	5.2	6.0		89.9
	無許可	15.0	11.9	11.9		81.8
	全体	10.9	8.2	8.7		86.2

【出典】1899 год. Итоги учета. Вып. 2. С. 344-379.; 1901 год. Итоги. Вып.2.С.30-43.; 1902год. Итоги учета. Вып.2. С.30-43.; 1903 год. Итоги учета. С. 340-351.; 1906 год. Итоги учета. С. 332-343.; 1907 год. Итоги учета. С. 306-314.

47) Переселение в Сибирь из Черниговской губернии в 1906-1908 гг... С. 31.

48) Там же. С. 44.

49) Там же. С. 48.

50) Там же. С. 48-49.

は7割前後の世帯が、耕地・建物・家畜をそれぞれ保有しており、何も保有していない世帯は、全体の4分の1以下であった。1903年になると、耕地・建物・家畜を保有している世帯はそれぞれ5割前後に低下し、何も保有しない世帯が4割に達する。1906年にはさらに保有しない世帯の割合が増え、1907年になると、移住許可を持つ世帯でも約9割が何も保有していない状態であった。無許可移住世帯の場合は、概して、移住許可を持つ世帯と比較して、耕地・建物・家畜を保有していた割合が低く、何も保有していない割合が高い。1907年には無許可移住世帯の8割が何も保有していなかった。

表7は、帰郷世帯がどこから戻ってきたのか、すなわち正式な入植地（共同体への加入や賃借地・購入地の場合も含む）を確保していたのかどうか、ということを示している。1901年から1903年までは、移住許可のある帰郷世帯の8割以上が入植地から戻ってきたのに対し、無許可移住者の場合はそれが15%前後にとどまっている。ところが、1906年になると、移住許可のある世帯でも、入植地を持っていた世帯は半数程度に減少する。1907年には、その割合はさらに低下して2割程度になり、移住許可の有無にかかわらず、約7割の世帯が、入植区画への登録も村団への加入もないまま帰郷してきている。

表6と表7を比較すると、移住許可のある世帯の場合、入植地を確保しながら帰郷した世帯の割合に比べて、耕地・建物・家畜を保有していた世帯の割合が低いことに気付く。逆に無許可移住世帯の場合、入植地を確保していた世帯の割合が10%台なのにもかかわらず、1901-03年には耕地・建物・家畜を3～4割の世帯が保有しており、1906年でも2～3割が保有していた。

これは、無許可移住世帯に関して言えば、入植区画への登録も共同体への正式な加入もないまま「余所者（посторонние）」として村落に暮らしてきた者たちが、帰郷世帯の中に含まれていたからであろうと思われる。彼らのような未登録無許可移住者については前稿でも触れたが⁵¹⁾、古参住民から土地を借りるなどして生活していたものの、法的な立場が不安定な中で、先の見通しも立たずに帰郷する者もいたのであろう。他方、移住許可のある世帯に関して言え

表7 新天地での定着状況（どこから帰郷したか）(%)

		入植地等	登録も受 入もなし	賃金労働 から戻る	不明
1901年	許可有	80.3	14.0	0.5	5.3
	無許可	13.7	62.1	17.3	6.9
	全体	42.0	41.6	10.2	6.2
1902年	許可有	80.0	14.4	0.7	4.8
	無許可	18.5	49.0	15.7	16.8
	全体	43.4	35.0	9.6	12.0
1903年	許可有	88.9	9.2	0.0	1.8
	無許可	12.8	67.1	18.5	1.5
	全体	44.9	42.7	10.7	1.6
1906年	許可有	50.4	42.1	1.1	6.4
	無許可	14.2	68.9	8.8	8.2
	全体	20.0	64.5	7.5	7.9
1907年	許可有	21.1	68.7	0.4	9.9
	無許可	14.8	71.8	2.9	10.6
	全体	18.2	70.1	1.5	10.2

【出典】1901 год. Итоги. Вып.2.С.30-43.; 1902год. Итоги учета. Вып.2. С.30-43.; 1903 год. Итоги учета. С. 340-351.; 1906 год. Итоги учета. С. 332-343.; 1907 год. Итоги учета. С. 306-314.

51) 青木「帝政末期アジアロシア移住農民の意識と行動に関する一考察」13頁。

移住者の帰郷

表8 1897年から1907年までに（1900年、1904-05年は除く）帰郷した28256世帯の帰郷理由の内訳

	移住した年に帰郷				移住2年目以降に帰郷			
	許可あり		無許可		許可あり		無許可	
	世帯数	内訳 (%)	世帯数	内訳 (%)	世帯数	内訳 (%)	世帯数	内訳 (%)
入植先が確保できなかった	897	15.2	3072	41.4	161	3.2	1935	19.4
資金が足りなかった	1120	19.0	1622	21.9	972	19.5	2353	23.6
世帯構成の問題、労働力の不足	343	5.8	325	4.4	590	11.8	891	8.9
入植地の環境に問題があった	2496	42.4	539	7.3	1023	20.5	747	7.5
不作	207	3.5	215	2.9	958	19.2	831	8.3
賃金労働から戻る	9	0.2	716	9.7	18	0.4	1065	10.7
その他	818	13.9	923	12.5	1267	25.4	2143	21.5
合計	5890	100.0	7412	100.0	4989	100.0	9965	100.0

【出典】 Цифровой материал в 1897. С. 192.; Цифровой материал в 1898. С. 276-277.; 1899 год. Итоги учета. С. 533.; 1901 год. Итоги. Вып.2. С.221.; 1902год. Итоги учета. Вып.2. С.222.; 1903 год. Итоги учета. С.454.; 1906 год. Итоги учета. С. 443.; 1907 год. Итоги учета. С.405.

ば、既に述べたように、入植地での農業経営を始める間もなく、比較的早い段階で帰郷する場合が多かったことを裏付けている。

帰郷世帯が申告している帰郷理由にも、移住許可の有無によって、少なからぬ違いが見られる。表8から明らかのように、移住許可のある世帯の場合、移住2年目以降に帰郷する世帯よりも移住した年のうちに帰郷してしまう世帯の方が多いが、その年内帰郷世帯の42.4%が、環境が厳しい、害虫が多い、農耕に適さない、気候が合わない、水や木材の確保が難しい、鉄道や都市から遠いなど、入植地の環境に問題があったことを理由にしている。移住2年目以降に帰郷する世帯の中でもやはり、入植地の環境が合わなかったことを理由として挙げている世帯が最も多い(20.5%)。すなわち、移住許可のある世帯の場合、一旦は入植したものの、その場所が気に入らず、早急に帰郷を決める世帯が多い、ということになる。

それに対して無許可移住世帯の場合は、移住1年目で帰郷した世帯の中では、入植先が確保できなかったことを理由として挙げている割合が41.3%と最も多く、次いで21.9%が資金不足を理由として挙げている。移住2年目以降に帰郷した世帯では、最も多い理由は資金不足の23.6%、次いで入植先が確保できなかったことの19.4%である。無許可移住者の多くは、入植地を事前に登録することなく新天地に向かうので、彼らにとって最大の問題は、やはり定着場所の確保だったのである。

移住許可のある帰郷世帯でも、入植先が確保できなかったことを理由としているのは10879世帯中1058世帯(9.7%)である。ただし、その66.5%にあたる704世帯が、1907年の1年間に集中している。これは、1906年と1907年には、先乗りも派遣せず、入植地の登録もないのにもかかわらず、移住許可証明書を与えられて移住した世帯が何故か多かった⁵²⁾ことが、明ら

52) 青木「帝政末期のアジアロシア移住政策をめぐる一考察」39頁。

かに影響している。また、不作を理由に帰郷した世帯が、移住許可のある世帯の10.7%、無許可移住世帯の6.0%を占めている。その93.1%が1901年から1903年までの3年間に集中していることから、この時期シベリアは深刻な不作に見舞われていたことが明らかになる。

なお、移住許可を受けた世帯も無許可移住世帯も、世帯の労働力不足を理由に帰郷する場合は多くはなく、全体でも1割を切っている。政府は、移住許可を与える際に、世帯に十分な数の労働力があるかどうか、ということをも、判断基準として非常に重視していたが、実際のところは、当の移住者にとって、それはさしたる問題ではなかったか、あるいは主たる原因とは認識されていなかったようである。

資金不足を理由として挙げているのは、移住許可を受けた世帯よりも無許可世帯の方が多い。このことは、一つには、無許可移住者には鉄道割引運賃率が適用されない、資金の貸付を受ける権利が認められていない、といった不利な条件が、入植後の生活にも影を落としていることをうかがわせる。もう一つの要因として、無許可移住者は既存の共同体に加入することが多かったが、移住者が増加するにつれて共同体への受入料が高騰し、場所によっては男性1人当たり150ルーブリ⁵³⁾も要求されるなど、とても払える金額ではなくなっていたことが考えられる。

とはいえ、移住許可を受けた世帯でも、資金不足を理由に帰郷する世帯は、決して少ないわけではない。とりわけ環境の厳しい国有地を分与された入植者には、資金はいくらあっても足りないくらいであったろう。移住者が増えれば増えるほど、食糧品など必需品の価格が高騰し、逆に労働賃金は下落した。このような状況は、移住許可の有無に関係なく、新規移住者の経済状態を直撃したはずである。もしも入植者に対する金銭的な支援が効率的かつ十分に行われていれば、このような世帯の帰郷は防げたのかもしれない。しかしながら、資金さえ十分にあれば移住者は帰郷しないかといえ、必ずしもそうではなかった。

政府が先乗りの派遣を奨励したのは、あらかじめ新天地を実地で検分させることにより、入植後の環境に適応できずに帰郷するのを予防するためでもあった。しかし、先乗りを派遣して移住許可を得ていても、それでも入植地が気に入らずに立ち去る者もいた。世帯の成員を先乗りとして派遣する場合はまだしも、何世帯分かをまとめて登録するような場合は特に、たとえ入植区画が確保できたとしても、それが移住者の気に入らないこともあった。

以下のような事例がある。1897年に、スモレンスク県ドロゴブシュ郡にある3つの村の農民

53) Круковский М. Положение самовольцев в Западной Сибири. (Томский район.) // Известия Областной земской переселенческой организации. 1911, № 45. С.70.; Никольский М. Осеннее ходячество и самовольцы. // Известия Областной земской переселенческой организации. 1909, № 26, с.2.; Орлов. Ходяческое движение, водворение переселенцев и связанные с ним мероприятия в Азиатской России в 1909 году. // Вопросы колонизации. 1910, №. 7. С. 10.

が移住を思い立ち、それぞれの村から1人ずつ、合計3人の先乗りを派遣した。先乗りはトムスク県に入植地を見つけて帰郷し、シベリアでの生活をとても鮮やかに語ったので、移住するつもりがなかった者まで羨ましがるほどだった。そこで、他にも移住を希望する世帯が新たに加わって移住手続きをし、故郷に別れを告げた。ところが、2ヶ月もしないうちに、移住した23世帯のうち16世帯が戻ってきてしまった。

帰郷者たちは、次のように事情を説明した。自分たちの入植区画に到着すると、そこは「見渡す限り、一面の沼地」で、「穀物を育てることはもちろん、通り抜けることさえ難しいほど」だった。先乗りを捕まえて詰問すると、それなら自分でもっと良い場所を見つけに行けばいい、と言り返された。夜を過ごす場所もないので、^{ヴェルスタ}5露里離れた村まで行って泊めてもらった。真夜中に助けを求めるような叫び声が聞こえたので、その家の主人に聞いてみると、「ここには色々な者がうろついでいて、移住者を捜しているのだ。移住してきたばかりの者は現金を持っているから」との答えが返ってきた。翌朝駅へ行って汽車に乗り、帰って来てしまった。

この話を伝えた通信員は、次のようにまとめている。「最初は、彼らにとってシベリアは、おとぎの国のように思っていた。…（中略）…しかし実際にその場所へ到着して、そこは話に聞いていたのとは全く違うのを見ると、騙された、ということになる」⁵⁴⁾。

移住者が増え、環境の良い場所から入植が進むと、条件の悪い場所が後に残される。しかも、政府が辺境地域の開発を目的の一つとして移住・入植政策を進めている以上、未開拓地に入植区画が作られるのは、ある程度やむを得ないことでもあった。しかし、広大で豊かなシベリアを「約束の地」と思い、ウラルを越える決断を下した移住農民は、夢とはあまりにかけ離れた厳しい現実と直面したときに、ひどく失望することになる。それでも、その地に踏みとどまる者もいれば、新たな入植地を求めてさらに移動する者、すべてを諦めて帰郷する者もいた。

いくら政府が、移住便覧の刊行と先乗り派遣の奨励を通じて移住者に自覚と覚悟を促し、困難に耐える力のある世帯を選んで入植させることを意図して移住許可を出していたとしても、移住農民の側が政府の期待に応えるとは限らなかった。もし仮に、移住者を受け入れる前に耕地を造成し、生活環境を整えてあったとしたならば、帰郷者の数は減ったかもしれない。しかし現実には、土地区画を測量し、移住者に割り当てるだけでも手一杯だった。

他方、無許可移住世帯が入植地の環境を理由に帰郷する例は、さほど多くない。無許可移住者は入植しやすい場所に集中する傾向があり、入植環境の厳しい場所には最初からあまり行かないことが、関係していると思われる。入植しやすい場所とは、具体的には、最も多くの移住者が集まる西シベリアのことである。そこでは、定住先を見つけるのが非常に困難になりつつあった。そのことが、入植先を確保できずに帰郷する割合の高さに表れている。

54) Российский Этнографический Музей (РЭМ), ф. 7, оп. 1, д. 1589, №. 444.

このように、移住者が帰郷に至る理由は様々であり、移住許可の有無によっても明確な違いが見られる。単純に「帰郷者」として一括りにすることはできないのである。

4. 移住者と故郷とのつながり

前述のように、帰郷世帯のうち、平均して36.9%が移住後1年以内に帰郷している。この数字を見る限り、新天地での生活に早々に見切りをつける世帯は決して少なくない。先に引用した移住者のように、理想とかけ離れた現実に驚愕して、ほとんど反射的に帰郷を決める例もあった。そのように即断で帰郷を決めるのは、先のことさえ考えられないほど深く新天地に失望したから、それほどまでに入植地の状況が悲惨であるから、とも言える。そして、そのような入植地を移住者に割り当てた当局にこそ責任があるとの考え方もできよう。

だが、他の者がほぼ満足している入植地からも、直ちに帰郷してしまう者はいた。1894年にトムスク県の入植地で行われた世帯調査にも、早い者は到着後わずか数日で出て行った話がいくつも登場する。その時の帰郷理由として挙げられているのは、「人里離れた僻地であることと、ブヨの多さに驚いて」⁵⁵⁾、「生い茂る雑草と吸血虫に驚いて」⁵⁶⁾、「寒くて野蛮だから」⁵⁷⁾といったものであった。確かに不快な環境ではあるが、住めないほどではないことは、帰郷しなかった大多数の世帯が、その後経営を軌道に乗せていることから明らかである。

いずれ帰郷するのであれば、むしろ直ちに引き返した方が、移住農民にとって損害は少ない。移住資金も少しは残っているかもしれないし、元の村団にも再び受け入れられ易かったかもしれない。実際、新天地に長く暮らした移住者が帰郷するのは、むしろ稀であった。帰郷者の滞在年数に関するデータは、1897年から1899年、1901年から1903年、1906年と1907年の8年分しか手元にないが、その間に帰郷した2万8256世帯のうち、移住した年とその翌年に帰郷したのは2万116世帯である。つまり、帰郷者の71.2%は、新天地で最初の冬を迎える前か、もしくは一冬過ごただけで帰郷していることになる。そして、移住の翌々年に帰郷したのは3470世帯（12.3%）、3年を超えて新天地に滞在していたのは4241世帯（15.0%）だった⁵⁸⁾。

1912年にアムール州から故郷へ戻る移住者たちに会った現地係員が次のように伝えている。

55) *Кауфман А. А. Хозяйственное положение переселенцев водворенных на казенных землях Томской губернии. По данным произведенного в 1894 г. по поручению г. Томского Губернатора, подворного исследования. Т. 1, ч. 1. СПб., 1895. С. 81.*

56) Там же. С.138.

57) Там же. С. 143.

58) Цифровой материал в 1897 году. С. 192.; Цифровой материал в 1898 году. С. 294-295.; 1899 год. Итоги учета. Вып. 2. С. 533.; 1901 год. Итоги учета. Вып.2. С. 221.; 1902год. Итоги учета. Вып.2. С. 222.; 1903 год. Итоги учета. С. 454.; 1906 год. Итоги учета. С. 433.; 1907 год. Итоги учета. С. 405.

「私が出会った移住者たちは、アムール州に別れを告げることを固く決意していた。慌てて帰るのではなく、もっと良い場所で自分たちに適した入植地を探したらどうか、という私の説得は失敗した」⁵⁹⁾。この帰郷者たちの場合は故郷へ戻ることを選んだが、より良い入植地を求めてさらに移動を重ねる移住者は決して珍しくない。トボリスク県で入植区画を放棄した移住者のうち、帰郷したのは18.1%であり、残りは別の場所を求めてさらに移動していったというデータもある⁶⁰⁾。故郷へ戻るという選択が最初から不可能な者は、どれほど苛酷な目に遭おうとも、新天地で生きていく他はない。入植地を点々とした挙げ句、万策尽きて帰郷する者がいたとしても、それはむしろ少数であることは、帰郷者の大半が移住後比較的短期間のうちに帰郷していることから明白である。

ここで指摘したいのは、必ずしもすべての移住者が、故郷との絆を最初から完全に断ち切って移住したわけではなかった、ということである。ふたたび表3を見ると、アジアロシアへ向けて移住する世帯のうち、故郷に成員を残している世帯の割合は、1907年を除いて、移住許可のある世帯の場合は13.9%から21.1%、無許可移住世帯の場合は14.6%から19.8%だった。さらに、1906年と1907年を除いて、世帯全員で帰郷するのは帰郷者全体の6割程度である。帰郷世帯のうち、故郷に成員の誰かが残っている世帯の割合は、1907年を除いて、移住許可のある世帯の場合は13.2%から21.0%、無許可移住世帯の場合は16.2%から31.7%である。すなわち、これだけの世帯が、移住後も故郷とのつながりを維持していたのである。

故郷とのつながりは、分与地という形でも現れている。ストルィピン改革後の移住者の分与地整理状況を見ると、1907年から1911年までの5年間の移住世帯で、故郷に分与地を保有していた25万5742世帯のうち、移住までに分与地を売却したのは64%（16万3590世帯）なのに対し、分与地を売却せずに貸した世帯は22.5%（5万7571世帯）、何もせずそのままにしたのが13.5%（3万4584世帯）だった⁶¹⁾。すなわち、平均して36%の世帯が、故郷に分与地を残していた。

表9は、移住許可の有無や地域によって、移住時の分与地の整理方法に違いがあるかどうかを、1913年のデータに基づいて示したものである。

帝国全体で見ると、分与地を保有していた世帯のうち、その分与地を売却したのは63.1%、

59) Доклады и сообщения г.г. агентов. // Известия Южно-русской Областной земской переселенческой организации. № 5, 1912. С. 49.

60) Минжуренко А. В. Непричисленные переселенцы Сибири (конец XIX - начало XX вв.). – В кн.: Вопросы формирования русского населения Сибири в XVII - начале XIX вв. Томск, 1978. С. 51-52.

61) Земельное обеспечение крестьян, переселившихся в течение последнего пятилетия (с 1907 по 1911 гг.) за Урал и ликвидация ими земли на родине. // Известия Южно-русской Областной земской переселенческой организации. Год 5, 1912, № 56. С. 83.

表9 移住時の分与地の整理方法（1913年）

	移住世帯数	分与地保有 世帯 (%)	移住後の分与地				
			売却 (%)	賃貸 (%)	そのまま (%)	不明・その他 (%)	
帝国全土	移住証明書	22699	78.7	68.8	18.3	8.7	4.1
	先乗証明書	8194	78.4	49.6	26.6	17.5	6.4
	旅券など	7112	67.3	59.9	21.1	11.0	8.0
	計	38005	76.5	63.1	20.6	11.0	5.3
北部黒土	移住証明書	3784	88.0	76.1	15.3	5.3	3.3
	先乗証明書	1717	89.1	54.9	25.9	12.6	6.6
	旅券など	1150	75.8	61.4	22.5	8.1	8.0
	計	6651	86.2	68.2	19.2	7.7	4.9
中部黒土	移住証明書	2991	72.8	80.1	8.9	6.4	4.6
	先乗証明書	1196	78.2	64.8	18.6	8.8	7.8
	旅券など	1086	61.9	65.0	17.4	10.4	7.1
	計	5273	71.8	73.6	12.8	7.7	5.8
南西黒土	移住証明書	1182	74.3	81.8	9.0	8.9	0.3
	先乗証明書	229	73.4	71.4	12.5	13.7	2.4
	旅券など	478	58.4	77.1	12.5	9.0	1.4
	計	1889	70.1	79.5	10.2	9.5	0.8
南部ステップ	移住証明書	5653	74.7	73.6	16.3	7.8	2.2
	先乗証明書	951	70.2	69.3	19.9	11.2	
	旅券など	2083	65.4	70.1	16.7	7.6	5.6
	計	8687	72.0	72.4	16.8	8.1	2.7
西部諸県	移住証明書	1540	81.6	80.4	9.1	6.4	4.2
	先乗証明書	240	68.8	66.7	11.5	20.0	1.8
	旅券など	275	59.3	63.8	11.0	14.1	11.0
	計	2055	77.1	77.2	9.5	8.6	4.7
東部・南東部	移住証明書	4401	76.9	51.8	33.8	10.5	3.9
	先乗証明書	2086	74.9	40.1	35.8	18.0	6.1
	旅券など	1124	67.6	47.1	31.6	14.3	7.0
	計	7611	75.0	48.0	34.1	13.0	4.9
北東沿ヴォルガ	移住証明書	1754	86.9	48.0	24.4	20.7	7.0
	先乗証明書	1348	79.8	25.4	32.0	34.8	7.9
	旅券など	465	78.7	25.7	33.3	23.8	17.2
	計	3567	83.2	37.0	28.2	26.2	8.6

【出典】1913 год. Сибирское переселение. Итоги учета переселенческого движения в Челябинске. Сборник цифровых материалов для изучения крестьянских переселений. Челябинск. С. 302-361.

賃貸に出したのは20.6%，そのまま保有しているのは11.0%である。すなわち，移住世帯の31.6%が分与地を手放していない。これは，先に述べた5年間の平均値とさほど変わらない。

移住許可の有無で見ると，移住証明書を持つ世帯では，68.8%の世帯が分与地を売却しているのに対し，先乗り証明書で移住する世帯では49.6%，旅券等で移住する世帯では59.9%となっている。すなわち，移住証明書を持たない無許可移住世帯の方が，分与地を売却していない世帯の割合が高い。経済的に厳しいはずの無許可移住者の方が，分与地を売却する割合が高くなりそうなものだが，実際には逆である。この1913年には，移住証明書を持つ世帯の98.7%が入植予定地を確保していたのに対して，先乗り証明書しか持たない世帯の91.3%，旅券しか

持たない世帯の40.7%が、入植先を決めないままウラルを越えている⁶²⁾。先の見通しが不透明な移住者ほど、分与地を売却せずに残していく割合が高くなっている。

地域別に見ても、移住証明書を持つ世帯よりも持たない世帯の方が、分与地を売却した割合が一貫して低い。中でも特に北部・中部黒土地帯と西部諸県では、移住証明書の有無による差が大きく現れている。それに対して南西黒土地帯と南部ステップ地域では、無許可移住世帯でも7割程度が分与地を売却しており、移住証明を持つ世帯との差があまり見られない。

注目すべきはヴォルガ沿岸地域である。東部・南東部では、分与地を売却した世帯は48.0%にとどまり、34.1%の世帯が分与地を賃貸に出している。さらに北東沿ヴォルガ地域では、分与地を売却したのは、移住許可を持つ世帯でも48%、無許可移住世帯では約25%に過ぎない。賃貸に出している世帯の割合も28.2%と高いが、それ以上に目をひくのが、売却も賃貸もせず、何もしていない世帯の割合である。そのような世帯は、地域全体で26.2%を占めている。

すなわち、地理的にシベリアに近い東部・南東部地域と北東沿ヴォルガ地域では、故郷との絆を保ったまま移住する世帯の割合が、他地域と比べて高い。これらの地域は、新天地と故郷との往来が比較的容易なため、新天地での状況を見てから一時帰郷して分与地を処分するのも、さほど困難ではない。もし分与地を売却しなくとも初期費用が賄えるのであれば、最初から完全に退路を断つのではなく、万一の場合に備えて帰郷する道を残しておくことを考える移住者が多かったのかもしれない。

このように、必ずしもすべての移住者が、故郷との絆を断ち切って移住しているわけではなかった。故郷に成員の一部や分与地を残していれば、万一帰郷することになったとしても、故郷で再びやり直すことが可能になる。たとえ故郷に何も残していなくとも、不在にしていた期間が短ければ、完全に元通りとは言わないまでも、元の共同体に受け入れてもらい易かったかもしれない。同じ帰郷をするのであれば、その判断はできるだけ速く下す方が、移住農民自身にとって損害は多少なりとも少なくなるはずである。実際、帰郷者の大半が、移住してから比較的短期間のうちに帰郷している。

おわりに

一度ウラルを越えた移住者が入植に失敗し、以前よりもさらに一層困窮して故郷に戻ってくることは、政府にとっても地方当局にとっても由々しき問題であった。そこで政府は、帰郷を防ぐための対策を様々にとってきた。移住希望者に対してアジアロシアに関する情報を積極的に提供し、事前の先乗り派遣を奨励することによって、移住者に自覚と覚悟を促そうとした。

62) 1913 год.Итоги учета. С. 92-119.

さらに、労働力の多い世帯を中心に移住許可を与え、入植の成功が見込める世帯を移住させようと努めた。また、建前上は無許可移住を禁止しながら、彼らの入植を事実上追認してきた背景には、帰郷を防ぐという意図もあった。しかしながら、いかなる措置を講じようとも、移住者の帰郷は決してなくならなかった。

帰郷に至らしめる状況には、移住許可の有無によって違いが見られる。無許可移住の場合は、入植先が確保できずに帰郷する世帯が最も多い。次に多いのが、資金不足を理由として挙げている世帯である。それに対して合法的移住世帯の帰郷理由として最も多かったのは、入植地の環境が不適だったことである。

国有地の移住者用区画は、近くに古参住民の村落があり、ある程度開墾が進んでいる地域ばかりではなく、人里離れた荒蕪地に作られる場合も多かった。辺境地域の開発を意図する政府にとっては、それもやむを得ない事情であろう。しかし、より良い生活を求めて移住する農民の中には、最初に割り当てられた入植区画が気に入らず、別の入植地を求めて去る者もいたが、即座に帰郷する者もいた。他方、無許可移住者の多くは、最初からそのような環境の厳しい地域を嫌い、既にある程度開発が進んだ豊かな西シベリアに集まっていた。しかし、このような条件の良い場所には空いた土地はほとんどなく、既存の共同体にも新規移住者を受け入れる余地はなくなっており、入植先を確保できない者が続出してしまふ。中には、入植区画に余裕のある他地域へ移動する者もいたが、諦めて帰郷する者もいた。

このように見ていくと、帰郷問題にもまた、政府の思惑と移住農民の思惑の不一致という側面のあることがわかる。主体的に移住という道を選択した農民からすれば、入植場所はどこでもよいというわけではなかった。移住者の帰郷から移住事業の抱える問題点について考えるならば、為政者の側が農民自身の意向を十分に理解し、彼らの希望に配慮して事業を進めることができなかつた、ということに尽きるだろう。

故郷へ引き返してきた移住者が厳しい状況に置かれるであろうことは、恐らく疑う余地はない。豊かな新天地で新しい生活を始めるという夢が果たせず帰郷するのは、農民にとって極めて不本意なことであり、政府の対策が不十分だったことに対して不満を抱く者も多かったかもしれない。しかしながら、移住者が帰郷を決める理由も状況も様々であり、帰郷者全体を一括して「激高または絶望した貧民」とみなすのは、帰郷問題の本質を見誤らせる結果となろう。

移住農民は、苛酷な運命に翻弄されるだけの無力な存在ではない。移住者の中には、故郷との絆を直ぐには完全に断ち切らずにいる者もいた。また、帰郷者の大半は移住後比較的短期間のうちに故郷へ戻ることを決めているが、同じ帰郷をするのであれば、その決断は早いに越したことはない。移住農民自身もまた、できることは限られているにせよ、もし可能であれば、自分たちでも何らかの対策を講じようとしていたのである。